

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(二一・人事課)……………	1
秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則(二二・長寿社会課)……………	1
秋田県立男鹿水族館条例の施行期日を定める規則(二三・観光課)……………	2
訓令	
労働金庫等検査規程を廃止する訓令(三・労働政策課)……………	2

規 則

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(二)の項の次に次のように加える。

教育職給料表 (三)	1級の6号給以下	1級の7号給から17号給まで	1級の18号給以上	2級の12号給及び13号給	2級の14号給以上	3級の7号給以上
---------------	----------	----------------	-----------	---------------	-----------	----------

2級の7号給以下	11号給まで	号給以下	4 級
----------	--------	------	-----

別表第一の備考1中「教育職給料表(二)」の次に、「教育職給料表(三)」を加え、同表の備考4中「教育職給料表(二)の適用を受ける者のうち、」を削り、「又は管理主事」を、「管理主事、主任学芸主事、学芸主事、主任スポーツ主事又はスポーツ主事」に改め、「専」の次に「教育職給料表(二)」を、「以上」の次に「又は教育職給料表(三)3級の7号給以上」を加える。

別表第一の二の備考以外の部分中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)に改め、同表の備考中「教育職給料表(二)」の次に「教育職給料表(三)」を加え、「(昭和28年秋田県規則第22号)」及び「(昭和40年秋田県訓令第11号)」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十二号

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則

秋田県南部老人福祉総合エリア規則(昭和六十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田県南部老人福祉総合エリア使用料等徴収条例」を、「秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例」に改める。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「前条第一号から第三号まで及び第七号から第十号まで」を、「前条第一号及び第五号から第八号まで」に改め、同項の表在宅老人介護センターの項及び診療・リハビリセンターの項を削る。

第四条第一項の表在宅老人介護センターの項及び診療・リハビリセンターの項を削る。

第五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七条を次のように改める。
第七条 削除

第十一条中「第二条第一項第三号」を「第二条第二号」に、「別表第二」を「別表」に改める。

第二十条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条第一項の表中「同表第一第二号」を「同表第二号」に改め、同条第三項中「又は手数料」を削り、「南部老人福祉総合工リア施設使用料等減免申請書」を「南部老人福祉総合工リア施設使用料減免申請書」に改める。

別表第一を削る。

別表第二中「四二、九七〇円」を「四二、五八〇円」に、「五〇、九三〇円」を「五〇、四七〇円」に、「五九、六〇〇円」を「五八、七〇〇円」に改め、同表を別表とする。

様式第一号(一)中「様式第一号(一)」を「様式第一号」とし、同様(二)を削る。

様式第三号、様式第九号及び様式第十号中「秋田県南部老人福祉総合工リア使用料等徴収条例」を「秋田県南部老人福祉総合工リア施設使用料等徴収条例」に改める。

様式第十一号中「南部老人福祉総合工リア施設使用料等減免申請書」を「南部老人福祉総合工リア施設使用料減免申請書」に改め、「秋田県南部老人福祉総合工リア使用料等徴収条例」を「秋田県南部老人福祉総合工リア使用料徴収条例」に改め、「(手数料)」を削る。

使用年月日	使用年月日
使用時間	使用時間
使用施設	使用施設
使用設備	使用設備
使用田的	使用田的
使用人員	使用人員

に改め、同様式の注を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県南部老人福祉総合工リア規則別表の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

秋田県立男鹿水族館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十三号

秋田県立男鹿水族館条例の施行期日を定める規則

秋田県立男鹿水族館条例(平成十五年秋田県条例第八十四号)の施行期日は、平成十六年七月十三日とする。

訓 令

秋田県訓令第三号

産業経済労働部

労働金庫等検査規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

労働金庫等検査規程を廃止する訓令

労働金庫等検査規程(昭和二十九年秋田県訓令甲第八号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十六年三月三十日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 082-8766 FAX 082-8766
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

